

# 原発 避難できるか問う

## 東海第二 30キロ圏 94万人どこへどうやって

### 自治体、計画策定は難航

仮に原発で深刻な事故が起きたら、90万人余りをどう避難させるのか。東海第二原発の運転差し止めを命じた18日の水戸地裁判決は、原発の安全対策は露めたものの、周辺住民の避難計画が不十分だと指摘した。原発を運転する側だけでなく、近隣自治体にも大きな問いが投げかけられた。

▼1面参照

### 時刻時刻

町村がつくる手はずだ。しかし、ほとんどの市町村が17、18年度中の策定を目指したものの、策定済みなのは5市町にとどまる。難航している理由の一つが、自家用車で避難するが、高齢者など自力で移動できない人はバス移動など

の手段を確保することになっている。県は2万人がバス避難する想定し、バス400〜500台が必要と見込む。しかし台数を確保できる見通しは立たず、今も「調整中」という。

判決は「深刻な被害を招き、短時間で避難することには困難」と指摘した。県の担当者は「移動手段の確保もできておらず、設備対策まで議論が進まない」と頭を抱える。

避難先の割り振りも難題だ。27万人が避難対象となる水戸市。受け入れ先の自治体

が40に及び、栃木や群馬、千葉など他県にまたがり、避難施設や人数に関して複雑な調整が避けられない。担当者は「人口が多く時間がかかる」と話す。

計画未策定の自治体の担当者は「計画が絵に描いた餅ではないが、課題をあげればきりがなし」と漏らす。

1997年から2013年まで、東海第二原発がある東海村で村長を務めた村上達也さん(78)は「事故は起きるといふ前提で考えるべきで、30キロ圏内の94万人が安全に避難できる計画づくりなど不可能だ」と感じてきた。司法も同じ判断をしたというところだ(このところ)と語った。(片田真也)

### 原発の外 審査の対象外

東海第二の避難計画づくりの難しきは、全国でも際だつ。自治体の原子力防災の態勢整備を支援する内閣府の担当者は「厚かの原発と比べて周辺人口が突出している。選れていると言われれば、その通りと受け入れられるしかない」と認める。

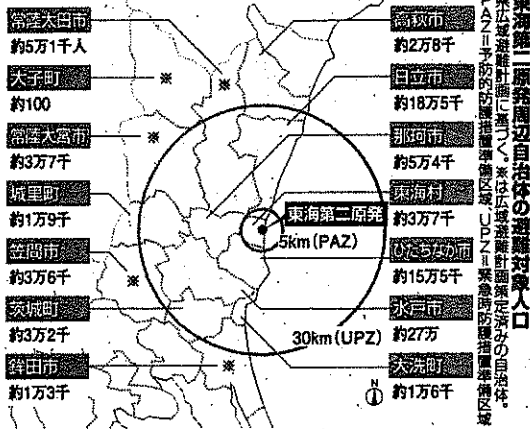
東京電力福島第一原発事故の後、国は原発の半径30キロ圏の自治体に避難計画づくりを義務づけた。原子力規制委員会が定めた方針に

基づき、自治体が策定する。内閣府は地元自治体とともに県境を越えた計画とまで、首相がトップの原子力防災会議で了承する。再稼働した5原発では、こうして避難計画に「お墨付き」が与えられた。

判決が不備を指摘した避難計画の実効性は他の原発でも課題になっている。ただ、新規制基準に適合した9原発のうち、30キロ圏で避難計画が未策定の自治体があるのは東海第二だけだ。

原発事故への備えは、あるレベルの対策で失敗しても次のレベルで食い止める「深層防護」という考え方が基本。原発の外に及ぶ避難計画は、6段階ある最後のレベル5にあたる。レベル4までは原発内で対策を強化でき、規制委が新基準で審査しているが、避難計画は審査の対象外だ。水戸地裁判決はレベル4までに欠落や不十分な点はないとしたが、最終段階が欠けているため住民に具体的な危険がある」と判断した。

規制委は「民事裁判なのでコメントしない」と立場。昨年12月の関西電力大飯原発(福井県)をめぐる判決で問題視された地震想定「ばらつき」の考え方も認められた。ある関係者は「我々の安全の相手は1つの電力会社だけと、避難計画の相手は100万人。大変だ」と話す。(兼原紀彦・小坂道・川田俊彦)



日本原子力発電の東海第二発電所。奥は東海村のまちなみ。茨城県東海村、本社ヘリから、遠藤啓生撮影

**東海第二原発**  
1978年に運転を開始し、東日本大震災による津波被害を受けて現在は停止中。2018年11月に原子力規制委員会が最長20年の運転延長を認め、原電が防潮堤などの安全対策工事を進めている。工事の完了予定は22年12月。再稼働をめくっては18年3月、立地する東海村に加え、水戸など周辺5市から「実質的な事前了解を得る」とする安全協定が、原電と6市村の間で結ばれた。周辺自治体の同意を条件とするのは全国初で「茨城方式」と呼ばれる。福島第一原発と同じ沸騰水型炉(BWR)。

レベル	内容
レベル1	異常の発生を防ぐ 余裕のある設計など
レベル2	事故への拡大を防ぐ 炉心の自動停止など
レベル3	炉心損傷を防ぐ 非常用冷却装置など
レベル4	放射性物質の放出を抑える ベントなど(過酷事故対策)
レベル5	放射性物質が放出されても、影響を緩和する 避難計画など

原発内  
原発外

### ここで動かすのか議論を

「これだけ多くの人たちが実際に避難できるのか。水戸地裁の判決は、わかりやすい論理で運転差し止めの結論を導いた。94万人を対象に、実効性のある避難計画を整えるのは極めて困難だ。そもそもこの場所が原発を

動かせるのか、という大きな問いを投げかけている。事故時の避難の問題は「10年、各地の原発で問われ続けてきた。いかに机上で計画を整えても、大地震や台風と事故が重なれば思うようにいかない。

「深層防護」のいすれにも欠落があつてはならないとの論議。理は明快だ。これは再稼働を目指す原電事業者にとって、自らの手前を「副産物」を突かれた形といえる。原発は事故の影響が広げられる。東海第二原発は東日本大震災で被災し、老朽化も進んでいる。そこまで動かす必要があるのか。本質的な議論が求められ

「深層防護」という考え方が基本。原発の外に及ぶ避難計画は、6段階ある最後のレベル5にあたる。レベル4までは原発内で対策を強化でき、規制委が新基準で審査しているが、避難計画は審査の対象外だ。水戸地裁判決はレベル4までに欠落や不十分な点はないとしたが、最終段階が欠けているため住民に具体的な危険がある」と判断した。

規制委は「民事裁判なのでコメントしない」と立場。昨年12月の関西電力大飯原発(福井県)をめぐる判決で問題視された地震想定「ばらつき」の考え方も認められた。ある関係者は「我々の安全の相手は1つの電力会社だけと、避難計画の相手は100万人。大変だ」と話す。(兼原紀彦・小坂道・川田俊彦)

### 解説